

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成28年12月15日開催

熊取町議会

目

次

〔議員全員協議会（12月15日）〕

産業活性化基金事業の新たな補助事業の追加について	1
熊取町耐震改修促進計画の改定について	7

議 員 全 員 協 議 会

月 日 平成28年12月15日 (木曜) 招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文 野 慎 治	2	番	重 光 俊 則
	3	番	浦 川 佳 浩	4	番	阪 口 均
	5	番	坂 上 昌 史	6	番	鱧 谷 陽 子
	7	番	二 見 裕 子	8	番	渡 辺 豊 子
	9	番	服 部 脩 二	10	番	矢 野 正 憲
	11	番	佐 古 員 規	12	番	河 合 弘 樹
	13	番	江 川 慶 子	14	番	坂 上 巳生男

欠席議員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	中 尾 清 彦
	企 画 部 長	貝 口 良 夫	企 画 部 理 事	明 松 大 介
	総 務 部 長	南 和 仁	総 務 部 理 事	阪 上 敦 司
	総 務 部 理 事	林 利 秀	住 民 部 長	下 中 博 之
	住 民 部 理 事	藤 原 伸 彦	事 業 部 長	泉 谷 徹 彦
	事 業 部 理 事	田 畑 洋	政 策 企 画 課 長	橘 和 彦
	財 政 課 長	東 野 秀 毅	人 事 課 長	道 端 秀 明
	自 治 振 興 課 長	三 原 順	ま ち づ く り 計 画 課 長	馬 場 高 章
事務局 局長		阪 上 清 隆	書 記	阪 上 章

案 件

- 1) 産業活性化基金事業の新たな補助事業の追加について
- 2) 熊取町耐震改修促進計画の改定について

議長（重光俊則君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「14時05分」開会）

議長（重光俊則君）本日の案件は、産業活性化基金事業の新たな補助事業の追加についてほか1件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、案件1、産業活性化基金事業の新たな補助事業の追加についての件を説明願います。
三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）それでは、産業活性化基金事業の新たな補助事業の追加についてご説明をさせていただきます。

では、資料の1番、産業活性化基金事業（経過等）をごらんいただきたいと思います。

産業活性化基金事業につきましては、平成26年4月にそれまであった中小企業融資準備基金を廃止し、それにかわって新たに産業活性化基金を創設したところです。産業活性化基金創設の目的は、

新たなチャレンジへの支援や創業者への支援など、中小企業者、商工業、農業を含む産業活性化のための支援を行うというものでございました。

この基金創設の時点で、融資メニューとしての新設はございましたが、補助メニューにつきましては信用保証料の補助のみで、新しい補助メニューについては順次着手させていただくとしたところでございます。その後、平成27年4月には補助メニューとして熊取ブランド創造事業及びにぎわい創造事業を新設したところでございますが、今後の熊取町で産業に携わる皆様へのより一層の支援を進めるため、平成29年4月から熊取ブランド創造のための補助事業であったり、あるいは創業者、農業者、中小企業の皆様への補助事業を新たに設け、熊取町の産業を一層活性化してまいりたいと考えております。

新たに追加する補助事業につきましては、2番の追加する補助事業に記載のとおり、4本柱となります四角の枠囲みの柱になります。まず1つ目、ブランド創造支援事業、それと、2ページ目にまいりまして2番の創業支援事業、続いて、3ページ目でございます3、6次産業化支援事業、同じく3ページの下のほうにございます4、中小企業経営改善資金利子補給金交付事業、この4本柱になります。

それでは、1ページにお戻りください。

1番、ブランド創造支援事業についてですけれども、本町の新たなブランド創造に向けた取り組みを広く支援していくため、ブランド品となり得る商品の研究開発、製造、販路開拓に対して支援を行おうというものでございまして、補助対象者は黒丸の1つ目に記載のとおりでございまして、農業についても含んだ形とさせていただきます。

このブランド創造支援事業は、すぐ下にあります(1)地域資源を活用した新商品開発・販路開発支援事業と、続いて2ページ目の真ん中少し上の(2)熊取コロッケ販売促進支援事業、この2本立てとさせていただきます。

(1)の地域資源を活用した新商品開発・販路開発支援事業につきましては、さらに①研究開発支援事業、②商品化促進支援事業、それと2ページ目でございます③販売力強化支援の各事業、3つの事業がございます。各事業につき、1回限りの補助を受けられるものでございます。言いかえますと、ブランド品の開発、商品化に当たり①から③の3つの段階のステップがありまして、3つの各ステップで1回ずつ補助を受けることができるというもので考えてございます。

また、補助率につきましては、①から③の3種類とも補助率が3分の2、補助の上限額、限度額につきましては3種類とも基本的には50万円というふうに考えております。ただし、①の研究開発支援事業に限り、イ)ののところにも書いてございますが、マスコットキャラクターを活用したりお土産品の開発をしたりということでございますと、補助の上限額、限度額につきましては75万円までかさ上げをしたいと考えております。

次に、2ページ目の(2)熊取コロッケ販売促進支援事業についてでございます。

熊取コロッケにつきましては、今年度地方創生加速化交付金を受けて事業展開をしておりますように、熊取コロッケの販売促進にも力を入れる必要があるかということで、こちらについては補助率につきましては5分の4、補助の限度額につきましては10万円、それと補助回数につきましては、こちらは資料の1ページに戻っていただきまして、真ん中少し上の黒丸の2つ目になるんですけども、年1回で最高3回まで補助を受けられるような、熊取コロッケにつきましてはそういうふうな枠組みで考えてございます。

続きまして、四角の囲みの2、創業支援事業についてでございます。

町内における創業を支援するため、創業前から創業後2年以内の事業者の皆様に対し、創業時の必要経費や、創業後間もない時期における経営安定に係る経費に対して支援を行うというものでございます。この事業では、女性、若者の創業、そしてJR熊取駅の東側の地区、いわゆる近隣商業地域のエリアを想定してございますが、その地域での飲食店の誘致を一層進めるため、これらに該当する場合には補助の限度額のかさ上げを内容としたインセンティブを設けたいと考えてござい

す。補助対象者につきましては、黒丸の1つ目に記載のとおりで、創業前及び創業後2年以内の町内に住所を有する個人または本町に本店を置く法人で、年度末までに町内要件を満たす場合を含むものでございます。

それと、補助事業につきましては、そのすぐ下に①事業所開設支援事業、それと、もう少し下にあります②経営支援事業、この2本立てにさせていただいており、各事業につき1回限りの補助を受けることができるものでございます。

①事業所開設支援事業、それと②経営支援事業のいずれも、補助率につきましては3分の2、補助の限度額は基本的には50万円としております。ただ、①のイ)のただし書きにもございますように、駅東地区の近隣商業地域で飲食店を創業する場合、補助限度額は2倍、つまり100万円まで限度額をかさ上げしたいと考えてございます。また、そのすぐ下、ウ)のところにも記載がありますように、女性または40歳以下の若者が創業する場合、限度額を75万円までかさ上げを考えてございまして、女性または40歳以下の若者が駅東地区の近隣商業地域で飲食店創業の場合、75万円の2倍となります150万円までかさ上げをしたいと考えてございます。

続きまして、3番の6次産業化支援事業についてでございます。

地元農産物を利用した加工品につきましては、生産から農産物の加工などの商品の開発や製造、流通販売までを手がける、いわゆる6次産業化に取り組む事業についても補助メニューを新設したいと考えてございます。補助対象者につきましては、黒丸の1つ目にご覧いただけますように町内の農業者あるいは農業者で構成された団体といたしまして、補助の枠組みにつきましては、1ページのブランド創造支援事業と全く同じでございまして、3つの事業を設定してございます。①から③でございまして、いずれも、補助率については3分の2、補助限度額につきましては50万円、マスコットキャラクターの活用あるいはお土産品の開発につきましてもブランド創造支援事業と同じ、限度額を75万円にかさ上げするといった内容で考えてございます。

続きまして、4番、3ページが一番下にあります中小企業経営改善資金利子補給金交付事業でございます。

制度融資利用者、いわゆる熊取町の融資制度でございます小規模企業サポート資金や大阪府の制度融資でございます経営安定サポート資金などの制度融資に対しまして信用保証料の補助制度を現在設けておりますが、これに加えて、日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金、いわゆるマル経と呼ばれておりますが、この融資を受けた方に対して利子補給制度を新たに創設し、中小企業者の活性化を図りたいと考えてございます。

4ページ目に移ります。

黒丸の1つ目、交付対象者につきましてはいわゆるマル経により融資を借り入れた町内事業者、利子補給金の額は償還利子の2分の1の額、ただし借入れ金額500万円まで、交付の期間につきましては、返済期間の上限でございます5年間ということで考えてございます。

4ページの1番最後の3行になります。米印になりますけれども、熊取コロッケとマル経の利子補給を除いて、各事業の補助メニューを受けることができるのはそれぞれ1回限りとし、かつ複数の補助事業を同時に利用できないものになりたいというふうに考えてございます。

資料の5ページになります。

ただいまご説明をいたしました補助メニューを組み込んだ産業活性化基金事業全体の支援事業の一覧をまとめてございます。

左から2列目の改変、新規、継続の区分があるかと思えます。このうち改変につきましては、一部事業内容を変更してございます。

表の一番上のブランド施策等推進活動事業補助金につきましては、一番右の備考欄にも記載をしておりますように現行制度上は行政指定型と呼んでいる事業でございまして、現状は熊取コロッケのレシピの検討などに取り組む熊取食のブランド創造会議への支援が該当してございます。これにつきましては補助率については10分の10ということで、これまでの2分の1から10分の10に変更し

てございます。

また、2つ目の改変項目でございます地域・産業活性化等イベント支援事業補助金、これは上から6行目ぐらいでしょうか、ございます。これにつきましても、右端の備考に記載のとおり、現行制度の企画事業型とにぎわい創造事業型の2事業を地域・産業活性化等イベント支援事業補助金の1本に統合させていただこうと考えてございます。企画事業型につきましては、平成27年度では農業祭に合わせてくまとりにぎわい観光協会が実施いたしましたくまとり「新しい“うまいもの”」料理コンテストであったり、にぎわい創造事業につきましては熊取町農業祭実行委員会が実施しました熊取ふれあい農業祭に対して、おのおの支援をさせていただいたところでございます。

企画事業型もにぎわい創造事業もイベントの色合いが強いものでございますので、記載のとおり、一つの事業に統合できるのではないかとということで1本にまとめてございます。

以上、少し長くなりましたが、産業活性化基金事業の新たな補助事業の追加についての説明とさせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）まずもって、ありがとうございます。かねてから要望をいろいろ出していた中で、ここまでよくやっていただいたかなというふうに感謝申し上げます。

その中で、幾つかご質問したいことがございます。

まず、創業支援事業なんですけれども、2つございまして、一つは①の事業所開設支援事業のほうの創業を目的としてということの中で事務所の賃貸とか備品購入だったりとかということなんですけれども、会社を設立しようとする登記が必要がございまして、登記費用というのめやっぱり結構かかります。そういった費用はこれに充てられるのかどうか、それが1点。

それから、女性、若者にインセンティブをつけていただけるというのは大変ありがたいんですけども、若者をもうちょっと上げていただけないかなと。よく45歳ぐらいで代がわりしたりとかというのがございまして、そこからさあ仕事を新たにしたいなということも考えられますので、転入促進が40歳までということなんで、それに合わせたんだろうと想像するんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。その2点お願いします。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）まず、1点目の登録に係る費用ということでございますけれども、登録免許税は税ということでございますので、基本的には余り補助の対象にはならないというふうに思っております。ただ、委託費というふうな枠組みでもし費用が上がってくるということであれば、それは対象になるのではないかなというふうに考えてございます。創業支援に関して、補助事業とは別の枠組みで創業支援事業というのがまた別途あるんですけども、そちらのほうで登録免許税に関しての減額といいますか、そういう補助といいますか、支援するメニューもございまして、そちらを活用していただくことはできるのかなというふうに思います。

それと、年齢の40歳以下を45歳ぐらいまでに上げたらどうかというふうなご意見でございます。若者の基本的な定義といいますか、これは転入促進でも使わせてもらっている40歳以下というのを一応は採用させていただいたんですけども、この分のご意見は頂戴した上で検討したいというふうに思います。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）登記費用というのは、例えば司法書士に払う手数料も含めた形の方で幾ばくか、結構高くつくんで、その分の補助が出ればなということのご質問です。

45歳というのは、うちの商工会青年部でも45歳までとなっていますので、ほかの商工会議所なんかは50歳とか55歳が青年部やと言っているところもございます。そんな背景も含んでいただけたらなというふうに思った次第です。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）2点質問をしますけれども、マスコットキャラクターの活用という、これは具体的にどういうことかということと、もう1点は、駅東地区の飲食店の誘致というのは駅東地区をどこからどこまでという、それは決められた場所があるのか、その説明をお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）まず、マスコットキャラクターについてなんですけれども、マスコットキャラクターはそもそも町をPRするためのツールということでございますので、商品そのものが例えばキャラクターをかたどったものももちろん対象になるだろうと思いますし、その商品をパッケージするものについても、例えばキャラクターの印刷をしていたりであるとか、あるいはその形をしたパッケージでありますとか、そういったことも対象にしていきたいなというふうに考えてございます。

それと、2点目の駅東地区ということでございますけれども、我々が想定してございますのは、熊取町の用途地域図の中にある近隣商業地域というのがエリアで区切られております。これは、また後ほど機会があればそのエリアというのをごらんいただきたいなというふうに思いますけれども、近隣商業地域と呼ばれるエリアの中で創業された方に対してはかさ上げをしたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）その分の地図でもあれば、また見せてください。お願いします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今までのメニューの中で年間何件ぐらいこういった活用があったのかということと、それがここ最近少なくなってきたのか、それともたくさん活用されてきているのか。新たにこういった新規で補助メニューが出てきた中で、それをどれくらい来てもらおうというふうに想定されているのか、わかったらお願いします。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）既存の町の中小企業への支援の実績ということでよろしいでしょうか。これにつきましては、町制度融資、それと大阪府制度融資、この2本立てで融資を実行させていただいた実績につきましては21件でございます。27年度実績になります。

それと、信用保証料のほうについても町の制度として補助制度があるんですけれども、こちらにつきましては平成27年度で11件ということでございます。

それと、今後新しいメニューとしてどの程度の件数を見込んでいるかということでございますけれども、なかなか予想が難しいところでございますが、29年度予算の中で盛り込むような件数を考えているんですけれども、全体として利子補給制度も含めて20件程度というふうに見てございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）駅東の近隣商業地域ということですが、駅西も今後、ロータリーの話とかあるんです。できてから駅西とかも含まれるのか、その辺まで考えているのか、どうでしょうか。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）駅西地区については、この制度を新たに追加する時点では今のところ対象にはしてございません。ただ、駅西の今後の開発の動き等々を含めて、必要なそういう状態になれば、それはもちろん検討してまいりたいと考えてございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）マスコットキャラクターの関係なんですけれども、使用权というんですか、そういうのがありますよね。そういうのをやっぱり町に先に申請しないとだめなんですか。その辺どうなんです。以前もかばんを藍染めで作るのにメジャーちゃんやジャンプ君の、勝手にそんな使

用されたら困ると町のほうから言われたとかいうて言われたことを聞いているんですけども、こういうので事業をしようと思って研究しようと思ったときには、そういったマスコットを使おうというときにはまずもって許可をとらないといけないということなんですか。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）キャラクターのデザインの使用に際しましては、事前に届け出ということとしていただいて、使ってもいいよということでそういう許可をさせていただくのが基本的な流れでございます。町が把握したのに関しましては、少なくともそういう手続を踏んでいただきたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）すみません、たびたび。

ブランド創造支援事業もしかり、第6次産業化支援事業もしかりで、研究開発支援事業の中で開発研究費、これは例えば大学との共同研究であったり、そういったところの研究機関に対するそんな諸経費等もこれで賄えるようになるということでもよろしいんですか。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）おっしゃるとおりでいいかと思います。大学あるいは大阪府立の例えば研究所であったり、そういったところへの試験といいますか製品テストといいますか、そういった費用に関しても対象にしてまいりたいと考えております。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。

それともう1点ですけれども、この一番最後の中小企業支援云々、マル経融資の件です。これ、もっと早かったらなと。

まず、ただし書きしている最後の4ページのところで借入れ金額500万円分までということなんですけれども、今、マル経融資は多分1,500万円までだっと思うんです。そのうちの500万円分までなのか、それか借入れ総額が500万円分までなのか、その辺ちょっとお聞かせください。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）借入れ金額は事業者によって個々に違うと思いますけれども、基本的には500万円分までのものに対しての利子ということで考えてございます。マル経融資の限度額は今は2,000万円になっているかと思えます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。ぜひ、こういったせっかくの事業ですけれども、これを今度は、これ要望になりますけれども、PRするときには、もちろん商工会と連携もしていただいて、マル経融資、今先ほど2,000万円と言われました。そっちのPR等も含めた形で総合的に、借りる側が町だけの融資、いやいや商工会だけの融資というのではなくて、府なり国なりのそういった総合的なパンフレットみたいなものをできたらつくっていただけたら、町民の皆さんでも今から何か商売したいなという方等でもきっかけになると思うんです。町はここまでやります、商工会ではこういうふうなことです、国ではこういうことをできますというようなことをぜひ何か一本化した形でPRしていただきたい、この要望が一つ。

もう1点の要望が、今、空き家ということで問題になっております。四国の徳島県ではサテライトオフィスということで、空き店舗とか空き家を利用してそういった新規に商売したい人を誘致するという事業もやっております。そういったものの宣伝もうまくこれに合わせてできたらなというふうに考えておりますので、そういったところの研究もぜひしていただきたいと思えます。

以上、要望で結構です。何かもし意見がありましたらお答えください。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）ありがとうございます。

まず、PRに関してでございますけれども、特に創業支援に関しましては、佐古議員おっしゃるようないろんなところからの支援制度があるかと思えます。そういったところ、例えば金融機関にしても大阪府制度にしても一体的にご案内をしなければ、創業したい人にとってなかなかわかりにくい部分であろうかと思えますので、パンフレットあるいはホームページをつくる際にはそういったところに配慮させていただいて、今後つくっていきたいというふうに思っております。

それと、空き家につきましては、新しい今ご提案しているものの中には入っておりませんが、今後研究していきたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）マスコットのところでもう一回確認なんですけれども、物すごくやっぱりこれはファジーなんです、マスコット活用というのが。例えばメジナちゃんとジャンプ君のクッキーを焼きますというたら、もうずばりこれに入りますよね。タオルに刺しゅうしますとかいうのも入ると思います。例えば、ある事業を起こした人が名刺にジャンプ君入れます、これは入りますかとか入りませんかとか、例えば会社の看板に入れるんですけれども、これも入るんですか、入らないんですかと、物すごくこころ辺が微妙なところだと思うんですよ。そこら辺の交通整理さえはっきりしておいてもらえたらなというふうに思ったりするんですけれども、出てくるケースでいろいろあると思います。

議長（重光俊則君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）議員おっしゃるように、本当にさまざまな形、ケースが想定されると思います。この補助事業につきましては、できるだけ中小企業に補助事業を使っていただきたいということを理念の一つとして挙げたいなと思っておりますので、できるだけ補助対象になれるように対応していきたいなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、産業活性化基金事業の新たな補助事業の追加についての件を終了いたします。

次に、案件2、熊取町耐震改修促進計画の改定についての件を説明願います。馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）それでは、熊取町耐震改修促進計画の改定についてご説明申し上げます。

お手元のほうに資料を幾つかに分けてお届けしております。第2次熊取町耐震改修促進計画（案）という本編、それから今回、説明資料として改めてつけさせていただいているものを後ろに、後ほど説明いたしますけれども、概要版というものをつけておりますので、ご確認いただけますか。それでは、説明をさせていただきます。

1枚目の改定についてと表題を打ってあるペーパーから説明いたします。

まず、背景・目的でございます。

本町では、耐震改修促進法に基づき、大阪府の耐震改修促進計画である大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン、これは平成18年12月、それを踏まえて熊取町耐震改修促進計画を平成20年3月、19年度です。策定いたしました。平成27年までの8年間で耐震性を満たす住宅・建築物の割合を9割にすることを目標に、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んでまいりました。

近い将来、高い確率で発生すると予想されている南海トラフ巨大地震などの大規模な地震から住民の生命、財産を守るためには、今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があることから、大阪府において住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪を平成28年1月に発表されました。それを受けまして、本町においても今回、熊取町耐震改修促進計画を改定するものでございます。

次に、住宅の耐震化率の推移を2番として示させていただいております。

熊取町では、現計画目標90%に対し、19年度は81%であったものが平成27年度になりまして85%

となっております。大阪府では、同じく目標90%でしたが、平成19年度73%に対して平成27年度83%という結果になってございます。

次に、3番でございます。平成30年度の計画目標でございます。

まず、熊取町の目標でございますが、住宅の耐震化率につきましては95%、これは国も府も共通の数字でございます。それから、多数の者が利用する建築物、耐震改修促進法で定められている学校、病院、ホテル、事務所等一定規模以上で多数の人が利用する建築物につきましては、熊取町域では既に100%となっております。町有建築物は、まず現計画で優先的に取り組む施設の耐震化を進めまして、それ以外の施設についても引き続き耐震化の取り組みを進めるものとしております。

次に、施策の展開でございますが、後ほどA3の概要版で説明をさせていただこうと思っております。

それから、その下のほうに参考といたしまして近隣市町の策定状況を記載しております。

それでは、ここからは本編の構成をご説明させていただきたいと思っております。

表紙のあるものの1ページをごらんください。

はじめにということで、先ほどもご説明しましたとおり、計画の背景、目的等、内容を記載させていただいております。

それから、2ページから4ページまで現状を記載させていただいております。先ほど、90に対し85というような状況、それから5ページには、今後耐震化を進めていくための課題として5項目挙げさせていただいているところでございます。

6ページにお進みいただきまして、多数の者が利用する建築物、民間建築物については、先ほど説明しましたとおり、図のとおり100%を達成しております。

それから、町有建築物、7ページにまいりますと、前計画、当初77から93ということで、図のとおり耐震化を進めている状況がそこにあります。

それから、8ページへお進みください。

広域緊急交通路沿道建築物ということで、大阪府の防災計画において定められている災害時の緊急物資の迅速な搬送等を的確に実施するための道路ということで、本町では阪和自動車道、大阪外環状線、それから主要地方道大阪和泉南線がございますが、町に限っていえば、いわゆる耐震診断の義務化の建築物となるような古い建物はありません。

それから、9ページ以降最後まで、基本的な方針、それから目標、繰り返しになります。それから5、目標達成のための具体的な取り組みが12ページで、ずっといきまして、推進体制と今後の取り組みについて記載しておりますが、こちらのほうも、内容については後ほど概要版でご説明を差し上げたいと思っております。

それでは、あちこちって申しわけないんですけど、お配りしている資料A3横長の概要版をごらんいただけますでしょうか。よろしいですか。

左上に、基本方針ですが、2点挙げております。住民・建物所有者が自主的に耐震化へ取り組むことが基本である。本町は大阪府と連携し、それらの取り組みをできる限り支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消または軽減する施策を展開したいというふうな基本的な考えでございます。

基本方針の下、耐震化の現状・目標設定につきましては、冒頭説明しましたとおり、19年度から27年度の現状、それから37年度の目標という形になってございます。

次に、中ほどでございますが、耐震化の阻害要因というものを挙げさせていただいております。一つには耐震化への知識が十分でない、あるいは被害の甚大さを認識されていない等危険性の認識の不足、それから2つ目には、チラシ、パンフレットでは補助の内容等を伝え切れていない、限界があるのか、それから費用の内訳、広報等、そういったものについてなかなか理解してもらえない、耐震化の情報不足というようなもの、あと改修費用が高額であるとか所有者の高齢化による意欲の低下等、費用や労力の負担の大きさを3項目に分類しております。

右のほうへ進みまして、右上の施策の基本的な考え方でございます。

次に、その下、具体的な施策の展開としまして、小さい四角4つに分けて記載をさせていただ

ております。具体的には、個別訪問やダイレクトメールの利用による啓発であるとか身近で気軽に相談できる体制整備、ハザードマップの活用、耐震セミナーの出前講座の開催等により、啓発を進めていくというものでございます。

2つ目は耐震化への支援となっておりまして、これまでに成果のあったパッケージ診断や耐震バンクなどの先進的な取り組みを大阪府と連携し、積極的に取り組み方針の検討や、住民に合った耐震化、建物に合った耐震化と生命を守る耐震化を支援し、住みかえや建てかえの促進、リフォーム業者との連携など、耐震化の支援を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、3つ目です。耐震化の促進への社会環境整備、これは、耐震診断の補助とか高齢者向けの住宅の住みかえであるとか建てかえ促進、国・府へ抜本的な法の改正であるとか支援制度の拡充を要望していくものということでございます。

最後に、その他関連施策ということで、家具の転倒防止、防災ベッドの活用であるとか、関連するブロック塀、ガラス等の安全対策などというものを対策としてうたっております。

これらを進めることで、耐震化が進み、安全・安心な住まいとまちにつなげていくための計画とさせていただきます。

資料の前のほうへ戻るんですが、1枚目の資料で今後の予定も5番として記載させていただいております。本日、議員全員協議会で皆様に説明をさせていただいた後、明日からパブリックコメント実施の予定でございます。年内に募集をさせていただいて、パブコメ終了後に改めて計画の意見等、反映等させていただいて、年度内に改定作業終了という形で考えておるところでございます。

恐れ入ります。1枚目のペーパーなんですが、背景・目的のところの下から3行目なんですけれども、私、今平成28年1月と申し上げたんですが、ペーパーのほうは3月になっていまして、これは1月に修正をお願いいたします。申しわけありません。1月でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）町有の建築物につきましてお聞きしたいんですが、27年度末で耐震性が不十分というのが5棟で、28年度末には1棟廃止され、1棟はもう耐震改修されたということで、あと3棟が74棟の中にあるかと思うんですが、その3棟はどこなのかということと、それから37年度目標のところに残り35棟と書いてあるんですが、それについても大体どういうところなのかということをお教えいただけますでしょうか。

議長（重光俊則君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）それでは、まず1点目です。27年度末では5棟というところですが、今年度末に3棟ということで、残りますのは公民館、公民館分館、老人福祉センター、その3棟になります。

それから、次期の目標ということで35棟という数字を上げさせていただきますのは、今、町有施設は全部109棟ございまして、そこから現計画で優先して取り組むべきものということで位置づけたものが74棟ございまして、差し引きが35棟という形でございます。その中にも当然、実は新しい、耐震化が必要ない建物、35の中には例えば衛生公苑であるとか環境センターであるとか、そういったものも含まれております。後々耐震が必要になるという残りの建物については、現状では35棟のうちの21棟が次の取り組みとして順次対象になるのかなというふうに考えているところでございますが、まずは74棟を全部やりたいというのが現計画の方向でございます。よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）37年度までにやりたいというところが35棟あって、その中には環境センターとかというところもだんだんと年数がたってくるということなんですか、その21棟と35棟の意味がよくわからなかったんですが。

議長（重光俊則君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）35棟という棟数についてご説明差し上げたところで、ちょっとややこしくなっていますけれど、町有施設は74棟以外には35棟あるということなのですが、耐震性能を有していない建物という位置づけになりますと、残りは21棟という形になります。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。21棟は今耐震化を有していない建物で、あとの35棟までの間はだんだんと古くなってきて、耐震化を必要とされるという建物として理解していいんですね。そうではないんですか。

21棟についてはどういう建物なのか、また説明いただけますか。

議長（重光俊則君）田畑事業部理事。

事業部理事（田畑 洋君）すみません、もう一度最初からご説明させていただきます。

本町につきましては、公共施設が109棟ございます。そのうち平成27年度までに優先的に進めるというのが74棟、それが27年度で5棟残っていたと。28年度末で残りが3棟残っていますよということです。差し引きしますと、109から74を引きますと先ほどの35棟と。そのうち21棟がまだ耐震化に満たないという施設が残っていると。それを今後も進めていきますよということになります。

以上です。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）21棟というのはどういう建物かということと、35棟から21棟を引いたあとの建物は、耐震化は今のところはされているという建物なのか、それはどういう建物なのか、その辺ご説明いただけますか。

議長（重光俊則君）田畑事業部理事。

事業部理事（田畑 洋君）昭和56年5月末までの建物というのが、要は耐震化に満たないということになります。先ほども言いました109棟から74棟を引いた35棟、この中で昭和56年5月末以前に建てられた建物が21棟ございます。その内訳としましては、町営斎場、それと憩の家が20棟ございます。これが今後、改修が必要となるということになります。

以上です。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）35棟から21棟を引いたあとの14棟というのはどういう建物になるのでしょうか。

議長（重光俊則君）田畑事業部理事。

事業部理事（田畑 洋君）35棟から21棟を引いた残りの分というのは、昭和56年以降に建てたものから耐震化の必要が今のところございません。耐震性があるということです。耐震改修が必要であるというのは21棟ということでご理解いただきたいと思います。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）それは理解できました。

それで、ここで書いてあることというのは、それ以外にもこれから37年度までの経過の中で見直していかなければならないという建物になっているわけではないんですか。数の中に入っているということは、残り21棟以外の建物……

議長（重光俊則君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）ちょっと基本に立ち返って、改めて説明させていただきます。ちょっと数字がわかりにくいかもわかりません。

町有建築物の欄の中で左側に総数109棟という記載がございます。これが、先ほど理事が説明しました私どもが保有している建物全てが109棟。その中で、その下に優先的に取り組む施設74棟というものを19年度の計画の中で位置づけまして取り組んでまいりました。これについてはあと残り3棟ということで、年度末になる予定でございます。

それに比較しまして、74棟の残りが今後35棟ありますが、35棟のうち、先ほど申し上げた21棟の

みが改めて耐震の必要がある建物ということになっていまして、それ以外の建物については56年の新耐震基準で建てられている建物ということでございますので、耐震化という面では必要ないというふうな建物になってございます。

冒頭、19年度のところで109と書いておりますので、それとの計算の差し引きということで35棟と書かせていただいたのが、もしかしたらちょっとややこしかったかもわかりません。申しわけありません。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番（阪口 均君）マグニチュード幾つの地震に対応するためにこれをやっているのか、ずばり言ってもらえませんか。

議長（重光俊則君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）今いただいた質問、地元へ行くと非常に頻繁にお受けしている質問でございます。マグニチュードというのは地震の規模を示すものであって、建物に対して考える場合には、震源との距離というのがありますので俗に震度ということで考えることになるのかなど。今のところ熊取町では、震度6弱でしたか、最大そういうものを想定しています。

これに対して、一般的に建築基準法で現行どういふふうな強さを持っているかというのと、よくおっしゃるのが関東大震災級のということになりますけれども、これが力学的にいうと水平加速度が400ガル以上とかという数字が別にあるんです。実は、気象庁では震度という発表をするんですけども、本来はどれぐらいの水平加速度がかかるかというところが力学的に重要になってきて、400ガル以上ぐらいのところをまさに震度6、それから関東大震災のときの東京の揺れというところにおおむね合致していきます。そのレベルの地震であれば建物の下敷きになって死ぬことはないという強度を目安というふうに設計しているのが、現行基準あるいは耐震化した建物の強さでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ありがとうございます。難しい説明はなかなかしづらいんですけど、私らもこういう質問を多分受けると思うんで聞いたんです。要するに震度6ぐらいと、あるいは言い方を変えれば関東大震災ぐらいのものには耐え得る状況に持っていきたいということでもよろしいですね。

それと、ちょっと部署が違うかもしれないですけども、熊取町の地すべりの心配をするところとか、ため池の決壊が心配されるようなところとか、そういうことについては今現在コメントはどうですか。無理ですか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）地すべりが危険なところというのは土砂災害区域というので一定、今、机上の話なんですけれども、大阪府が認定されてございます。机上では、急傾斜地というところで角度とかで今のところは認定されてございます、熊取町でも。それは地図にも落としてございますし、そんな中で今、順次その場所の現地調査等も行われてございます。それらのところで地元のほうにもご説明に入らせていただいているというところでございます。

ため池決壊につきましても、現在、大きなため池、危険度の高いため池を今耐震化があるかどうかという調査は、順次大阪府とともにかけているところでございます。それらにつきましても、やったところにつきましてはハザードマップをつくりまして、そのハザードマップによりまして、もしか破堤したときにはどの区域に水が流れていくということで、それも地元に対しまして説明もやらせていただいて、配布もやらせていただいているということで、大きな、特に下に学校とか病院とかいろんな人的被害が大きいところを順次、今のところ順番に調査をかけていっているところでございます。今現在の調査結果では、今まで調査した中ではそれらの耐震性は十分あるということで結果が出てございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）そうしたら、今現在は熊取町にそういう危険度の高いところはないという説明でもいいんですか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）今調査が終わっているところでは、ないということと言えます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）大阪府の計画に基づいて策定していただきまして、ありがとうございます。

ちょっと具体的に、大きな概略で見ましたら、平成27年度の現状としては耐震性不十分の住宅が、普通の住宅ですね、民間の住宅、木造住宅と共同住宅を合わせて2,248棟、15%がまだというところで、目標37年度の95%まで持っていこうと思ったら、あと2,248棟を耐震改修等を推進しながら、大体1,400棟ぐらいですか、計算したら、1,400、1,500棟ぐらい今不十分のところを耐震改修を進めていかないといけないかと思うんです。それをするのに啓発等いろいろこんなふうに取り組んでいきますというふうに計画を立ててくれているんですが、これ、間の検証というものは考えておられるのでしょうか。間の計画、10年間、37年度までの間、一回どれだけ推進できていてというところの検証についてはどうなんでしょうか。

議長（重光俊則君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）前回の計画のとき中間検証をさせていただいたんですけど、実はまだ大阪府と一緒に計画を策定している段階で、中間検証をいつごろするかとか、どのタイミングでするかというところは決まっていらないです。

ただ、ある一定の時期でどれぐらい成果があったかということで、計画の過半ぐらいのところでこの後何かプラスアルファする必要はないだろうかというような確認は多分必然的になると思うので、ある時期にはそういったことをさせていただくのかなと思っておりますが、期間については決まっていらないということでご理解いただけたらと。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）府の計画に基づいて計画をつくっているから、促進計画というところになっているんかもわからないんですが、本町としては府がそれをしなくてもやっぱりやっていくべきやと思いますので、どれだけ推進できて、あとどれだけやっていかないといけないというところは積極的に検証していただきたいと思います。よろしいですか。

議長（重光俊則君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）すみません、本編のところに実は書いてあるんですけど、10ページです。年次まで実は決まってないんですけど、10ページの計画期間のところ、おおむね5年を基本に見直させていただくというつもりではおります。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。一応ちゃんと検証をお願いしたいと思います。

推進していく中で、今、本町が府の補助率と同じように補助していただいている耐震診断、耐震設計、耐震改修、そして除却、この制度は、その補助は継続してやっていくというところでしょうか。

議長（重光俊則君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）現時点では継続していくというふうな考えでございます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）増額している分はもう終わったんですね。継続していますか、その増額も。耐震改修の。継続ね。それでまたしっかりPRしながら、大変かと思うんですが、個別訪問もダイレクトメールによる普及もということで推進していただくことになっておりますので、命を守るためにもよろしく願いしておきます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、熊取町耐震改修促進計画の改定についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等があれば承ります。

(「なし」の声あり)

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「15時06分」閉会)

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

重光俊則